

持続可能性に配慮した調達コード 解説

<02 個別基準：紙>

2026年8月
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

国際園芸博覧会では持続可能な博覧会の運営を目指しており、その取組の一つとして持続可能性に配慮した物品やサービスの調達があります。

紙については、日本国内においても、以前より、古紙の再利用やバージンパルプの合法性確保の取組が進められてきましたが、近年、環境面や社会面に関する配慮も求められ、認証制度も開発・普及されるなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきました。

このため、国際園芸博覧会において使用される紙についても、その生産段階の持続可能性への配慮が確実なものとなるよう、「持続可能性に配慮した紙の調達基準」を策定したものです。

一方で、国内の事業者・消費者ともに、国際園芸博覧会が目指す持続可能性の概念はまだ十分に浸透していない状況です。そのため、調達基準のポイントを説明しつつ、持続可能性の意味や必要な取組について事業者や消費者の皆様が理解を深めていただけるよう本解説を作成しました。

協会としては、調達基準を満たす紙の調達を通じ、持続可能性に配慮した博覧会運営を実現することが第一の目標ですが、それと同時に、国際園芸博覧会を契機に日本の事業者が調達基準に対応した紙の調達に取り組むことで、国内の事業者や消費者の意識が高まり、持続可能な紙を調達する動きが長期的に拡大することが本園芸博の重要なレガシーになると考えています。

調達基準と本解説により、全ての段階の関係者が高い意識を持って取り組み、業界全体で持続可能性の水準が底上げされることを期待しています。

紙個別基準：概要

概要	
対象	ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱、包装紙
要件	古紙利用
	古紙以外（バージンパルプ）の原料調達要件
	白色度
要件への適合度が高いもの	● 原料となる木材採取・採取要件の a～e を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC（SGECを含む）の認証紙が認められる。 ● これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って a～e に関する確認が実施されなければならない。
留意点	● サプライヤー等は、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記要件を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。 ● 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤー等に供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤー等は、同法の対象となっている木材については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。
書類保管	本園芸博終了後から1年の間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

紙個別基準 : 共通基準との関連、調達コード遵守に向けて

協会、サプライヤー等が調達する物品・サービスや工事等を使用される紙については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

【解説】 ここでは、調達コード（共通基準）の規定が個別基準についても適用されることを記載しています。

例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「3 持続可能性に関する基準」（共通基準）を満たしていただく必要があります。また、共通基準の「3-2 環境」では、国際園芸博覧会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく調達を原則とし、国が策定する方針（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」）等に定める水準を満たす調達物品等を求めていることにも留意する必要があります。なお、「5. 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について協会が確認する場合があるほか、「6 通報受付窓口」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

紙個別基準：対象

- 1 本調達基準の対象は以下に使用される紙（和紙を含む。）とする。
ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱、包装紙

【解説】 ここでは、紙の個別基準の対象に関して記載しています。

この項目で指定された紙・紙製品については、調達基準を満たしたものが要求されます。協会が既製品の紙・紙製品を購入する場合や、印刷業務を請け負う場合、または委託などにより紙・紙製品を製造する場合も該当します。「書籍・報告書など」は、対外的な発信のために発行するものを指します。

対象となるものの例：協会が作成する国際園芸博覧会のポスターやチラシ、パンフレット等。協会が事務所で使用するトイレットペーパーやティッシュペーパー。出展者、会場内のレストラン、飲食店等の営業施設や展示会イベントで提供される紙袋、紙皿、紙コップ。ライセンス商品については、商品を梱包する外箱

なお、ここで指定されたもの以外の紙・紙製品についても、可能な限り本調達基準に沿うことが期待されます。

紙個別基準 : 持続可能性の観点から求められる要件

2 上記 1 の紙について、持続可能性の観点から、以下の(1)～(3)が求められる。

(1) 古紙パルプを用途や商品の性質等に応じて、最大限使用していること。注1

注1：コピー用紙や事務用ノートなどについては、日本国政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。

【解説】 ここでは、古紙利用に関して、紙の原材料の内容や、その採取及び製造等の段階において求められる要件を記載しています。

(1) では、資源の有効利用を促進する観点から、古紙パルプを最大限使用することを求めています。古紙パルプ配合率の水準について仕様書で指定する場合があります。特に、**環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の対象となっている紙**を使用する場合は、同方針で求めている古紙パルプ配合率の水準以上の紙とすることを基本とします。

一方、飲食提供に使用する紙製容器や写真を多く使う印刷物など、用途等によって古紙パルプを使用しない（バージンパルプ 100%とする）よう求める場合があります。具体的には、用途に応じた品質やその時点で調達可能な製品の流通状況等も考慮しながら、個別の発注時等に提示する仕様書で必要に応じて示します。

<参考> 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等に定める紙類の基準等について

共通基準の「3.2 環境」では、国際園芸博覧会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国が策定する方針「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等に定める水準を満たす物品・サービス・工事等を求めることとしています。

特に紙類については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において判断の基準等が定められていることなどにも留意していただく必要があります。ここでは、一例として、コピー用紙とトイレットペーパー・ティッシュペーパーに関して、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められている内容を紹介します。詳しくは環境省のホームページをご確認ください。

コピー用紙	【判断の基準】 ① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5※の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
トイレットペーパー	【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 古紙パルプ配合率100%であること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ① トイレットペーパーにあっては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。 ② 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ティッシュペーパー	

※備考は記載を割愛しています。詳しくは環境省のホームページをご確認ください。

紙個別基準 : 持続可能性の観点から求められる要件 (つづき)

- (2) 古紙パルプ以外のパルプ（以下「バージンパルプ」という。）を使用する場合、その原料となる木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維は除く。）は、以下の a～e を満たすこと。
- a 伐採・採取に当たって、原木等の生産された国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして、手続きが適切になされたものであること。
 - b 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来するものであること。
 - c 伐採・採取に当たって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと。
 - d 森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること。
 - e 伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切にとられていること。

【解説】ここでは、古紙利用以外（バージンパルプ）に関して、紙の原材料の内容や、その採取及び製造等の段階において求められる要件を記載しています。

バージンパルプを使用した紙を扱う場合（例えば、7割が古紙パルプで、3割がバージンパルプであるような場合を含みます。）において、そのバージンパルプの原料となる木材等が満たすべき要件 a～e を示しています。

なお、バージンパルプが間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用もこうぞ・みつまた等から製造されている場合もこの要件を満たすことが必要です。一方、製材端材や建設廃材、林地残材、廃植物繊維（サトウキビの搾汁後の残渣であるバガス、コーヒー豆の皮など）（まとめて「製材端材等」という。）から製造されているバージンパルプについては、この要件は求められませんが、製材端材等を原料とすることについて確認することが必要です。

紙個別基準：持続可能性の観点から求められる要件（つづき）

【解説】

a～eの各項目の趣旨や内容について説明します。また、バージンパルプの原料がa～eを満たしていることの確認については、調達基準3の方法（認証紙または別紙による確認）によります。

a 伐採・採取に当たって、原木等の生産国・地域の森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること

バージンパルプの原料となる木材等の伐採・採取にあたり、原木等が生産された国や地域における森林その他の採取地に関する法令等の遵守を求めています。正規の許可を受けていない伐採（許可された量・サイズ以外の伐採を含む）、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採等に由来する木材は使用できません。

b 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営の森林その他の採取地に由来するものであること

森林その他の採取地が無計画な乱伐等によって裸地化・放置されるようなことがないよう、当該木材等の伐採・採取地が計画的な管理下にあることを求める趣旨で設けています。

c 伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと

希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等において、その保全のための措置が講じられていることを求めています。また、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを求めています。なお、泥炭地とは泥炭という可燃性の土で構成された沼地・湿地のことであり、泥炭地で火災が起きると、長期間燃え続け、煙害や二酸化炭素の大量排出につながる場合があります。また、環境上重要な地域の天然林等から、農地等への転換に由来するものでないことを求めています。

d 森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること

木材等が生産・採取される森林等について、先住民族や地域住民の権利に関わる場合は、その権利を尊重し、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成（FPIC：Free, Prior and Informed Consent）に向けた手続き・プロセス等が実施されていることを求めています。

e 伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること

木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを求めています。

紙個別基準：持続可能性の観点から求められる要件（つづき）

(3) 用途や商品の性質等に応じて、白色度が過度に高くないこと、塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと。注2

注2：コピー用紙や事務用ノートなどについては、日本国政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等を参考に古紙配合率や白色度等を指定する場合がある。

【解説】 ここでは、白色度に関する要件を記載しています。

紙を製造する過程で行われる漂白、表面塗工及び加工の工程において、環境に配慮したものであることを求めています。漂白や表面塗工においては、薬品やエネルギーを使用することで環境負荷がかかるため、その影響を低減する観点から、白色度や塗工量が過度に高くないことを求めています。

指定がなくても、ペーパーナプキンなど必ずしも白い製品でなくてもよいものは、漂白等の工程を省略したものを選ぶことが望ましいです。

また、資源の有効利用の観点から、使用後にリサイクルできる紙であることが望ましく、用途等により指定がある場合を除き、リサイクルを妨げる加工がされていない紙を選択してください。

これらについても、具体的には、用途に応じた品質やその時点で調達可能な製品の流通状況等も考慮しながら、個別の発注時等に提示する仕様書で必要に応じて示すことになります。

《参考》

環境省「グリーン購入法に基づく基本方針・環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

紙個別基準 : 調達可能なもの

3 上記 2 (2) の a～e を満たすバージンパルプを使用した紙として、FSC、PEFC（SGEC を含む。）の認証紙注3 が認められる。
これらの認証紙以外を必要とする場合は、バージンパルプの原料となる木材等について、別紙に従って、a～e に関する確認が実施されなければならない。

注3：CoC 認証が連続していること。

【解説】 ここでは、要件への適合度が高いものとして活用可能なものを示しています。

使用されるバージンパルプが調達基準 2（2）（要件 a～e）を満たしていることを確認するための方法として、既存の認証スキームを活用することができることとしています。ここで挙げている FSC または PEFC（SGEC を含む。）の森林認証を取得した紙は調達基準 2（2）の a～e への適合度が高いものとして扱います。

また、これらの認証紙以外を使用する場合の手続きは後述の別紙部分の解説を参照してください。なお、認証紙以外の使用が見込まれる場合としては、主に特殊用紙を用いた印刷請負契約や和紙製品などを想定しています。

なお、認証紙は CoC 認証が連続している必要があります。

《参考》

FSC：FSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）は、環境 NGO を中心に発足した国際的な森林認証制度です。

<https://jp.fsc.org/jp-ja>

PEFC：PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification）は、ヨーロッパ 11 か国の認証組織により発足した国際的な森林認証制度です。世界の森林認証制度との相互承認を進めています。<https://www.pefc.org/>

SGEC：SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議）は、日本独自の森林認証制度です。PEFC と相互承認しており、SGEC の認証を受けていることで、PEFC の認証を受けた木材及び木材製品としても取り扱うことができます。<https://sgec-pefcj.jp/>

4 サプライヤー等注4は、使用する紙の上記 2 (1)～(3)について、記録した書類を本園芸博終了後から1 年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注4：ライセンス商品（ライセンス商品の外箱を含む。）に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。
また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

【解説】 ここでは、保管すべき書類、期限に関して記載しています。

調達基準では、持続可能性に関する要件やその確認方法について規定していますが、実際に使用された紙がこの調達基準に沿ったものかを確認できるようにしておく必要があります。そのため、ここではサプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。具体的には、納品時または業務完了時に提出する納品書や報告書等の備考欄等に、古紙配合率、認証取得状況、白色度等の情報を記載してください（製造事業者のホームページやカタログに掲載された商品情報で同様の情報を確認できる状態であれば、それでも構いません）。

なお、印刷請負契約において、別途資材確認票（兼資材使用証明書）の提出を求めている場合は、その様式に不足する情報（例：バージンパルプに係る認証等の情報）を追加して提出してください。

5. サプライヤー等は、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記2を満たさない紙を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

【解説】 ここでは、トレーサビリティに関する留意点を記載しています。

本調達基準では、バージンパルプについて認証紙に該当するものが使用された製品の調達を求めているところですが、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません。そのため、認証等による担保に加えて、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応を推奨する趣旨で本規定を設けています。具体的には、原産地や現地の製造企業等に関して、違法操業、環境破壊、人権侵害、強制労働・児童労働の指摘等がないかについて、可能な範囲で情報を収集・分析し、実際に調達する製品が調達基準を満たさないおそれが高いと考えられるような場合に追加の確認を行うこと等を想定しています。

なお、紙の製造や流通の形態は様々であるため、収集する情報の内容や評価について一律の基準を設けることはしていませんが、情報の発信主体や背景・意図は様々であることを前提に、バランスよく情報を収集すること（NGO等のレポート、メディアによる報道、企業や現地政府からの情報など）、また、収集した情報の信頼性・客観性を慎重に評価することに努めるべきであり、不確かな情報を十分な検証なく活用した結果、特定の製品やその製造事業者等を不当に排除することがないように十分注意する必要があります。

紙個別基準：留意点等

6. 違法伐採木材が国内で流通するリスクの低減を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、伐採を含め、サプライヤー等へ供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者^{注5}は、同法に基づく登録木材関連事業者であることが推奨されるとともに、サプライヤー等は、同法の対象となっている木材については、登録木材関連事業者が供給するものを優先的に選択すべきである。

注5：日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限る。

【解説】 ここでは、リスクの低減に向けて優先的に選択すべきことを記載しています。

本規定については、合法伐採木材等の利用を求める「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称クリーンウッド法）に関する認知が高まり、園芸博後も見据えた長期的視点から、日本国内での違法伐採木材の流通リスクの低下に貢献することを意図して、調達される紙のサプライチェーンにある事業者が登録木材関連事業者（クリーンウッド法に基づく努力義務（体制の整備、適切な取引先の選定等）に適切かつ確実に取り組む事業者）となることを推奨しています。

なお、「登録事業者が供給するものを優先的に選択すべき」としている点については、クリーンウッド法に基づき国内木材関連事業者として登録をうけた国内製紙事業者や（紙の）輸入事業者などから供給されている製品が望ましいという趣旨で設けています。

※日本国内の事業者で「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に定める木材関連事業者に該当するものに限ります。「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の内容や登録木材関連事業者については、林野庁ホームページ（下記「参考」）を参照ください。

《参考》

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

※2025年4月1日から改正クリーンウッド法が施行され、川上・水際の第1種木材関連事業者に対し、原材料情報の収集、合法性確認、記録の作成・保存、木材関連事業者への情報伝達が法的義務となり違法伐採対策が強化されました。対象となる紙製品は、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェット用塗工紙、非塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなど、木材パルプを使用した製品です。

林野庁「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyousha.html>

別紙（認証紙以外の場合の確認方法）

持続可能性に配慮した紙の調達基準（以下「調達基準」という。）の3の後段の確認については、以下のとおりとする。

調達基準 2(2)の a～e について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について記録する。

- a 当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。
- b 当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有することを確認する。
- c 当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林等保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていること及び農地等に転換されるものでないことを確認する。
- d 当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- e 当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させている等、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

【解説】 ここでは、別紙（認証紙以外の場合の確認方法）に関して記載しています。

確認を行う者（確認実施者）については、国内で製紙する場合は（国内の）製紙事業者が確認を行うこととしています。また、海外で製紙されたものを輸入する場合は輸入事業者が確認を行うこととしています。

上記の確認実施者は、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて、バージンパルプの原料の内訳を調べ、製材端材等以外の木材等（間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。）が使用されている場合は、別紙に示す a～e に沿って確認を行ってください。確認の方法については、関連文書の収集、関係者への聞き取りや質問票の徴取、現地確認等により必要な情報を収集する方法が考えられますが、できる限り客観性のある根拠に基づいて確認することが望まれます。

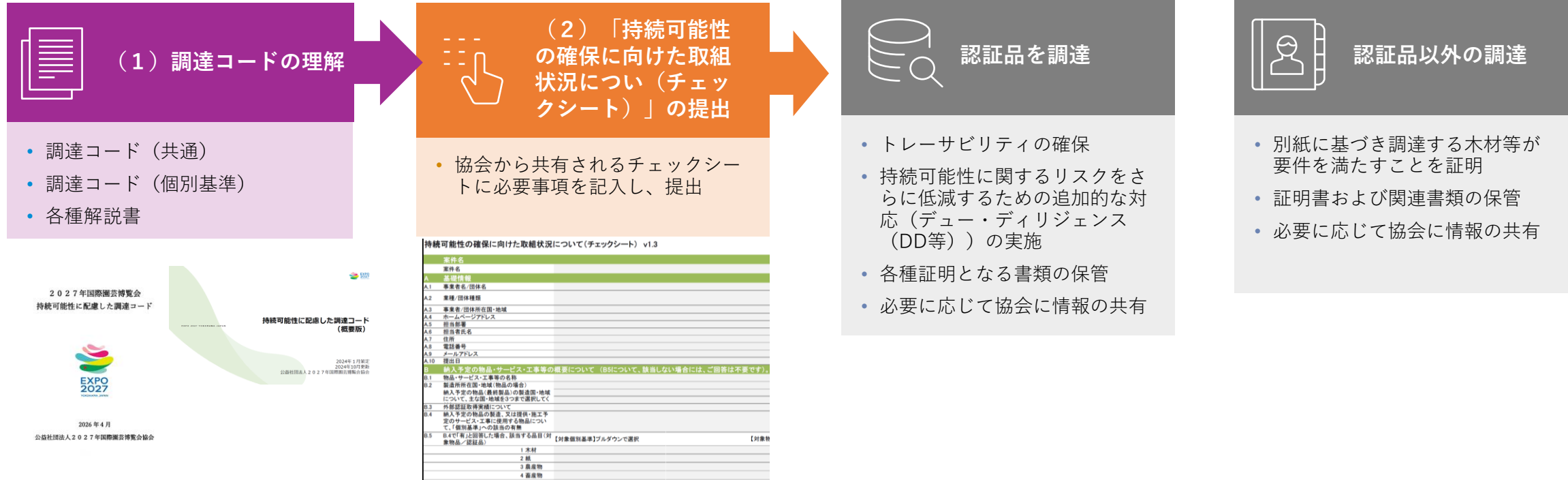
確認の結果については、様式例 1 を参考に、書面に記録してください。又は、その結果を証明する第三者の監査報告をもって代えることもできます。

その上で、確認実施者は、様式例 2 を参考に、バージンパルプの原料の内容（調達基準の要件を満たすことが確認された木材等または製材端材等が使用されていること）について納入先等に示してください。これ以降の加工事業者や流通事業者等においても、確認実施者から様式例 2 の書面とともに納入された紙を、そうでないものと混ざることのないよう適切に分別管理した上で、次の納入先に販売等する際に、様式例 2 の書面によりバージンパルプ原料の内容について示してください。（なお、書面の様式については様式例 1～2 に限るものではなく、既存の納品書等に同様の情報を追加記載すること等で対応いただいてもかまいません。又は、その結果を証明する第三者の監査報告を提出することをもって代えることもできます。）

作成した書面は、協会との契約があるサプライヤー等が保管してください。協会の求めに応じて提示できるようご準備をお願い致します。様式例 1，様式例 2 は以下URLからダウンロードしてください。書類は日本語で作成し、英語表記のものは日本語訳を添付してください。

様式掲載先URL：<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

サプライヤーに求められる書類等



要件を満たす認証品の調達であったとしても、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません。その他、認証等による担保に加え、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応をすることが重要です。

サプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。

また、サプライヤーからサプライチェーン（紙の納入業者）に対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。